



Title	国民社会の歴史
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	1959-01-23
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/77637">http://hdl.handle.net/2115/77637</a>
Type	manuscript
Note	『鈴木栄太郎著作集7(国民社会学原理ノート)』を出版した際のソースとなった原稿である(同書内での言及による)。
File Information	1004_011.pdf



[Instructions for use](#)

昭和十四年一月十八日

# NOTE BOOK

MADE BY TOKYO BBB NOTE CO., LTD.

3

國民社會の発展  
第一巻

昭和十四年一月十八日





三美揃った サンビークト  
 紙 質 美ノ  
 製 本 美ノ  
 表 紙 美ノ

書きよい  
 ペンがくらない  
 インキがにじまない  
 三拍子そろった  
 三美フルス

目次

1. 国家と国民

国民社会の主要構造

国民社会のあり方と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

国民社会の発展と国民の責任

□ 民衆と支配構造

□ 衆の

一、□ 民衆は同一の法律の監視下にある人々の一団である。この一団の人々の間の社会関係は悉くその□ 法の監視下にある。これは□ 民衆を特徴づける居根本的である。合法的団体は是認し非合法的団体は履分する。

二、非合法的団体が甚く多く存在する。軍隊が法律の施行には従う。

三、非合法的団体が甚く多く存在する。は支配の団体は甚く多く存在する。が、□ 民衆は□ 衆統治の限界内の存在である。□ 衆の構成には統治する側の人々に統治される側の人は存在しない。

あ。それは支配の一つの図位であらう。口尾は  
その生業の為に養老若婚樂の為に株山の  
關係を形成して居るが、是等は常に支配の  
關係にある。若くは新抽蔵制のものから  
半永久的に固定して居るものまで支配者の度  
は千差万別である。固定した支配者の度  
は時には神格化される場合すらあるが、是こ  
も~~て~~強力化され、是れを以て固定された支  
配者は被支配者より別格の高位の地位に  
前を占めるのが一般である。財の分配を伴ふ支  
配關係においては支配者は常に被支配者  
より高い地位を占める。高い地位を占めると  
は、是れを以て支配關係である。據取で

支配者は常に被支配者であるのは人同士の  
卑しい感情に依つてのみである。

支配者が被支配者である以上支配国には  
元々争いあり、口実社会には争いは絶え  
ない。非合法法は避けるべきでない。

非合法法が起るに程は教育が不足しなり。  
生業を補給せしめたり起る非合法法も  
裁定し覆せしめたりすよのか口実統治者の  
任務である。

口実統治者の権につくものは口実における最  
強力を暴力をもつて人であり、人は不  
らぬ。人を服従せしむる最終的手段は暴  
力の外にはない。統治と云ふものは  
屈伏と云ふことあり、人が人を屈伏せしむ

最後の力は暴力以外にはない。

国家統治者の暴力は国民社会の安全を保持する

ための最終的実力であり、共に、国外からの

敵に対して国民社会を保護する！実力として

ある。国家統治者の窮乏の仕事は国民社

会の平安を維持し現存せしめるために、

内外の非協力を排除するである。

然し国家統治は統治者が被統治者を

屈服し屈服した状態を永く維持する為には

強制して居る状態である。そこには始めから

先程がある。

他にもっと現存の国民社会の様式がある。

かたはかたを考へずとも、支配を把握する。

要は権を行使するは国家統治もその

その一、政治的、人間的、経済的、形式である。  
人は支配する。支配の力は他人に自分の  
欲するものを人に強いること。これを「癖」が  
あるからである。  
1.1.3

口長社会は統治者が口法に照らし、<sup>その</sup>社会関係を絶えず  
監視し、履分して居る人々の一團である。口長社会を異  
ルすると禁むその口法も統治者も完全な異から口民  
社会の外延は甚だ明確である。口法を「禁む」れば  
全く別の世界となる。けれど、口長社会の内部  
其の社会関係を法律で特に強化して居るようではな  
く、あるべき社会関係を統治者は法律に照して監視  
して居る。法律は命令の力、大権柄と義務



か正當に行はれし片は如何かを監視して片は  
てある。故に口民は大體に型にはまらな生活を  
一體にしなければならぬ。日本は口民は夫とい  
或いはあやしい<sup>法律</sup>な権利と義務に拘束さ  
れし片は日本の夫には又は妻には皆一様の行  
動の型が出来て居る。又夫が妻に對し妻が  
夫に對し日本人的型が自から生じて居る。法  
律はそんな習性を生じたのである。よしが法  
律は既に存して居る習性をしるして作られ  
た。よしがよしもある。けれど法律は口民の  
中の習性も強さを實力を有するもの又は有する人  
によつて制定されるのであるからゆえに習性が願  
意されるよしはよきよしである。我々進歩的な考へ  
人の統治者の型に付けは進歩的な理想に於て

法律を制定するより進んだ。

然し一般に法律は口民社会における他々の社会団体

を強化したり弱体化したりするより、<sup>（余り）</sup>国心を有して

序々もあつたは、いかに父と子の国心が我民法

によつて弱体化されたよりは、日本口民の純に体験

しつゝ、あるところである。

法律は本来統治者が制定して序々のものであり、統治

者は支配者である、最終力の威力を有するが

彼又は彼が、実力を獲得し屈服する力

を、後者そのものの條件においてこそ、彼が純正

な最終力を有する支配者である、統治者である

後者のためから、本原則的に彼等は、その

統治者の視にかいて、口民社会の平等と秩序

を維持せしめ、これは必然的に純正維持の條件

の上に法律を制定するに相違ない。その意味は、

国家の統治は原則的に常に政治的維持である。

その際、条件を基準として<sup>法を制定し</sup>之を訂正し、又は

違反をとして取扱う。政治における条件をそのま

りみとめてその上に秩序をあらしめんとするもの

である。政治の条件を改め、秩序を正しくせん

とするは統治には甚だ危険である。政治の條

件の上においてこれを無視は統治者の責任を獲る得た

のであり、統治は常に彼自身を存続にすゝもの

である。彼は徳はよく知ることである。

統治者は最良か否である。如何なる制度を

制定するも可能である。現在条件即ち制度

他の国民を征服した時の<sup>その際</sup>条件こそ彼らは最も

都合のよい生活条件をよめるものである。これは

8

はもとよりよく知る。結附し座船せしめて  
 兵もそのまゝの身状態を基礎としてその上に  
 秩序を保持せしむる。又結附してその統治を  
 の統治の根本方針とする。若し其の  
 結附したるもの状態は神結附を  
 絶対服従し結附者を信仰し尊崇し  
 時には神として礼奉りしむるに結附するは  
 勝半教徒に生活しをぬらして口内最高の生活  
 を営み得る場合である。作はあつての平民が  
 統治者の視についた場合も一応彼がその花に  
 つけば少くとも彼が口内内下者最良の生活  
 を営み得る。又学がにによるは唯しかたなり。其の  
 口内には支配の關係は甚だ多く、その最大は

の行

模のしめか、口家統治者、被統治者支配である。  
統治者は自己の地位を安固に保ち、あつても支配の  
団体の強化、その下に秩序ありしめあつてあつてか  
必要であるから、統治者はその力をあつて  
支配団体の秩序維持のため格別の制を  
強け格別の策動を講ずる。口家統治におけ  
る支配はこれである。従うは口内におけ  
る支配の団体には異位制に如何なるものも存  
してはなから。

固にかけし本家

- 一 家族における支配 (家長の支配) (同族の支配)
- 一 村落における支配 (地主の支配) (職場における支配)
- 一 市民社会における支配 (為政者の支配)
- 一 世界における支配 (階級の対峙する支配)
- 一 ボクの支配 (少年仲間の腕もの支配)
- 一 宗教界における支配 (リターとプロパムス)
- 一 教育界における支配 (師匠と徒弟の同位)
- 一 男女の同位
- 一 親と子の同位
- 一 支配とは何ぞ

- 一 権威による支配 (愛情による支配、義務による支配)
- 一 者番制による支配
- 一 クレジット制による支配
- 一 世評制による支配

- 一 一時的支配と固執する支配
- 一 幻想に訴ふる慈母の支配

- 一 対等な同位 (協力)
- 一 協力の同位 (競争)

- 一 日本の家の中には最勝の村長の同位はない。
- 一 村の密令に依り、村人の位階。

### 日民社会内にある支配の同位

- 一 官公庁における上司下司の同位
  - 二 銀行簿記における (簿記と事務) 上役下役の同位
  - 三 工場における資本家労働者の同位 (直接指揮による同位) (課長、部長とその配下との同位)
  - 四 学校における校長教授と平職員の同位
  - 五 小商店における店主と弟種との同位
  - 六 宗族における家長と宗族との同位
  - 七 芸道の先生における師匠と徒弟との同位
  - 八 ヤリヤ社における親方と弟子の同位
  - 九 組合組織における幹部と平会員の同位
- その他、種々の同位は、これら以外にもある。たゞ、これらは、これらと同位をいふにはあてはまらない。支配の同位は、強てを強し、弱を弱し、下を下の同位である。すなわち、

封建時代の為政者は忠孝の徳を強調す。又で  
 その時代の社会の秩序を保つべき出来たであろう。  
 当時の為政者は武士で、武士は弱から暴力と力  
 をとるべきで、農工商を屈伏させるべし。又  
 力を苦勞は省かなくてはならぬ。同様に武士の仲間  
 どもが、それは忠の徳による秩序づけられた上  
 上下下の関係による母体の中であらう。

士は中流は農工商に對しては忠孝後を命じて  
 是の上下よりかたてある。忠の意は士が勝手  
 に逐多し。こので社会階級が是の階級である。又  
 中流は農工商にあらず。忠の意は士を屈伏せしめ、  
 中流は忠なく、士は高を居住せしむるは是也。  
 ちかたてある。

忠の意は、是の上下階級とその中の秩序は  
 12

孝の心よ、美節であらう。忠之為信れそ  
の生活知は宗族を累位とし、居るから、宗族  
内の秩序を支え、その内よ、おたの、あ  
らう。仰し、宗族内では孝の道徳は万能の  
力をもち得たであらう。忠義は士に於てし  
中心義士の丈の優位に認められ、只々服従す  
るのみならず、それにてあり、武士に  
於て忠義するものは、その輩下の武士であつ  
て、忠義の心は忠義するものも思ひ、  
封建時代の武人用忠義の徳、丈で、  
あつたが、その格の支配関係が、  
て、  
生業の場、家もは、  
か、  
変化を。



先にあげた七種の支配関係の内のもの  
は何も無いと強いてあげれば

一、家族経営の高工業

二、家族経営の農家漢家

右の二種の家族経営の家族はお互に分かるも  
孝の道徳は最もよい秩序統者者である  
直に家族型が最も多く存在して居るもの  
である。

共同国家意識の積習としての国民国家

国民国家の国家の法理による異質的に明確に  
表され居る。国土内の法理によるものから水  
た手獲らるる領土の法理。国民の間に存在  
する社会である。是の外観はこれより明確な  
のはなす。故に国土の地理的限界と国民  
の国籍は同一の明確である。国土の内と外  
とは鏡像による境界である。国籍の不鮮明  
は絶対的である。国家と国家は歴史  
戦争をおこし国民は国家の命をこころに  
て戦争に送るにせよ。国家と  
国家との間には中立的な存在はゆるがせにない。  
救済の観念よりの国家は国家と国家との間  
に常に存在する。国民は一律として他の一  
としての他国民と食ふか食はれりかの国家を  
15

この片よりの事から、我々は生死を共同して居  
ると云ふのであるから、口民が一体とし甚だ  
強い結束を有して片よりの事だけ認め、互いを助へ  
口をあげ、この危急存亡の時口民は共同  
の敵に對して共同で立ちます。から、如き場合  
口民は一体として運命を指導して行くもの  
は口民の統治者である。統治者の指導は口民  
の口民は昂奮して立ち、後部はなすなり、と  
口民と口民との関係は、皇室と各政府と、  
と、  
の統治者は口民の統治と共に常しく口外との  
関係を認識しなげねばならぬ。むしろ口外  
との関係についての配意をせよ、口民の統治  
の方針は、  
の

家は何れも国家の共同の外敵から国家を  
防衛するに必要である。防衛の為に軍備  
を準備せしむるに共に精神的な防衛も経済  
的防衛の爲に少くとも長期自給の備へ  
をほかにし、その他色々の国民指導を急  
ぐべきである。この爲に国民は国家統治の場  
力を指導による色々の共同団体の重積下  
におかすのである。

一、政治共同団体

二、経済共同団体

三、マニフェスト共同団体

四、教育共同団体

五、防衛共同団体

六、民生共同団体  
民生共同団体の政治による、建設される

居る社会であるか。それか一つの政治共同体  
を有して居るかは当然である。口民は口  
家統制の下に口民を一單位とする組織的  
な経済活動をし居る。マスコットの世界は  
口民死守の限界内には活潑に活動して  
居るが口境の線を超しては居る。居る一歩も  
口外に立寄り居る事はない。教育も口民の  
内部に細部に亘る組織を有して居るが、  
外部に對しては全く無関心である。それより  
外部に對しては立入る事か許されたい。  
右の如く口民死守の上には昔同の同位が  
存する重積し他の口民死守とは全く異な  
る特殊の性格を口民が有る。これより

私は基本法を以て憲法と目し、  
も口民憲法を以て憲法と目し、  
憲法と目し、  
の法規の<sup>許容</sup>す。限る内におよびの司法部  
し得るものである。口民憲法協のあり由。  
人同国は憲法と口民憲法の整理下にある。  
とあるが、  
之も強かなる<sup>法</sup>の機構である。と云ふ  
が、ある。

一、二、三、(大憲法)

口民憲法の上には、  
共同の關係の各々について、  
として、

一、二、三、(病床)

(X)

北海道やその他でも昔同種取のありとこ  
ろでは、何を種取して加は記録にもある  
と思ふ。是れを大いん利用する。

マス、コト昔同種取 (X)

銅子頂  
銅口の同種取がオフレ、種取映画呈

か如何に速やかにかん中、鉄の足地を考案す  
よかをわかんするおん、金口より三つの地区

をえらふ (北海道、岩手、山形、九州)

をえらふ、是れん、こんなマス、こんな機回が、  
どの種取の利用を考案か、こんな下田、  
新田、女、どの位の人に見らる、  
調べる、次の特定の日の種取、  
にし、種取や新田等は、  
よつ、測定する。

新田、女、どの位の人に見らる、  
調べる、次の特定の日の種取、  
にし、種取や新田等は、

よつ、測定する。

よつ、測定する。

よつ、測定する。

よつ、測定する。

よつ、測定する。

よつ、測定する。

よつ、測定する。

よつ、測定する。

よつ、測定する。

経済者同義

今日各地域が他の地域と如何に物貨を互  
相通じ合ふべきかを調査する

金ばかりを地域を互らひて消費しては

不利益の任入先、(任入先においてはその物

産地、製造地、販売地、(先)

を明らかるべき。又その地での生産物の

販賣先(仲買人)は、どの層にか、消

費されるべき。その生産物のありを、その

見(可)を消費者に後より調べ、



教員者団体等。

社会科

全口のマ地通ルおけよ。小教員  
の<sup>国語</sup>教材、カリキュラムの比較。  
次<sup>又はその翌日</sup>の<sup>心</sup>未<sup>け</sup>は、校舎の<sup>神話</sup>。

一、岸田同成王の日

二、皇太后子妃の結婚の日

三、教員者見長遭難の日

一、二、三、席布で

牙 續 共 同 社 會

國民の苦悶の外敵討し口民は如何に協力し  
して我をかととす。勝は口民あつて負は  
られず。我は皆一掃にト敵の苦しむを味はう  
ず。我々が身の注みたる體裁いたるところ  
口民を口民とは弱肉強食の各政府此類  
にあつたとはいふ。口民は何より他口の渡り  
から自らを守るに口民を作り、其強力を兵  
力を作り、これにめとは強我々の我々  
の代償を求めた。今では我々は口民守るは兵  
力を守り、我々を知らず、口民を守り、その  
中要は守るも是れない。人は何れかの口民に  
居し口民の絶縁的を底層の者とて、この予  
見取すより、女と来す。天涯の孤客は文字  
通りにはあり、口民を絶縁するに際す。

のほ口家である。介乎には所領は必ずしも  
兵を以て有らぬ口家<sup>が</sup>口民を<sup>外</sup>配の<sup>外</sup>に所  
領するは其の<sup>最</sup>大の任務の一である。

口民所領の付るから口家は領土の境を線  
と口民の口籍と~~は~~は甚だ<sup>不</sup>鏡<sup>不</sup>である。

口家内には多くの他民族も包含される。  
その籍の如何は<sup>就</sup>と<sup>時</sup>を<sup>境</sup>の<sup>外</sup>に  
と<sup>籍</sup>を<sup>決</sup>定<sup>す</sup>。口籍と口籍<sup>の</sup>境<sup>線</sup>の  
生活<sup>を</sup>大<sup>に</sup>規<sup>定</sup>する<sup>由</sup>の<sup>事</sup>なる。

※ どのような下位の統治者のほしく此は結局は暫  
官や軍隊に任せられたの任に任せ居る。古  
彼の統治には実力がいふと居る。その権力  
である。

政治共同社会

□ 民は皆よく同一の法律による同一の統  
治力の<sup>下</sup>生活し居る。□ 民の最  
高の法律が地方自治体の布告に至るまで一貫し  
た組織をもち、生活標準にしばられながら  
□ 民は少しも幸福を生活に望まないと努力  
して居る。自ら統治権を有するものと認め  
制度される法権と統治者は一人の□ 民には冷  
厳重なる存在である。#

□ 民統治の一半の任務は他の法の浸透の  
□ 民を守り居る。他の一半は□ 民に  
おける□ 民の自治に秩序をもち平安を  
成すを<sup>目的</sup>として行くのである。故に□ 民は  
教養の面において皆運命を共にして居る。  
と云ふことが出来る。今日の北緯の□ 民と

南韓の口民は早く朝鮮民族を統一成

口籍を異にするに由り大に二つの分れ

を運命の路を辿つた。是の下は民族が

同一であるに於て何の意味も持たない。

口宗統は其の法律の定かしくその強つて

口民生活のほとんど而にも峻烈な検査を加

へる。同居團體<sup>と</sup>聚落<sup>を</sup>由は基本的生活

として口民の生活に大なる権<sup>を</sup>となつて居るもの

であるが、これをとも亦口宗統法の聖教

下にありしものである。ゆゑ亦亦口宗の統治力は

夫婦の私的な生活にも村落の境内にも都市

の行政措置にても無遠慮に容解する。然らば

口民生活を改良して片も口宗こそ人<sup>個々の</sup>回<sup>生活</sup>の最も

基礎的な強力な権を有するものと云ふべきである。

人同生活の基本的単位をなし2層の社会に四つは  
 家族と村落と都市と国民社会である。この四つの社会の  
 家族と村落と都市については従来多くの研究がなされて  
 来た。然るに論議その研究が主として社会学者の研  
 究である事は当然である。然るに残されて居る  
 国民社会の研究は従来殆ど未開拓の状態で居る。  
 従来の研究で国民社会の研究、或は国際社会の研究  
 は思想的断片的な研究であり且つ国民と国民社会を  
 混同して居るのである。

国民と国民社会を混同して居るのである。国民は  
 国民社会の正しく理解は重要な要素である。本研究は実証的  
 な調査研究の基礎の上に国民社会の正しい理解  
 を得ようとするのである。

本研究の達成のため最少限必要な項目は国民社  
 会の上に在りて次の五種の共同性を具するものとする。  
 (1) 政治共同性 (2) 経済共同性 (3) マスコミ共同  
 性 (4) 教育共同性 (5) 防衛共同性。  
 以上の五種の共同性を調査研究の事が本研究の  
 名目である。

お使になった感じは如何ですか、  
 BBB マーク入りのフルスノートを引続き御愛用下さい。